

# 富良野市地域おこし協力隊募集支援業務委託

## 公募型プロポーザル実施要領

令和8年7月1日

富良野市総務部シティプロモーション推進課

## 1. 業務の概要

### (1) 業務名

富良野市地域おこし協力隊募集支援業務委託

### (2) 業務目的

少子高齢化や人口減少、人材不足が進むなか、地域の活性化を図るため地域おこし協力隊制度を活用するにあたり、積極的かつ意欲的に活動する人材を広く募集し、優れた人材を採用することを目的とする。

### (3) 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月5日まで

### (4) 業務内容

「富良野市地域おこし協力隊募集支援業務委託 仕様書」を参照。

### (5) 提案上限額

350万円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

※この金額は契約額等を示すものではない。

## 2. 担当部局

富良野市総務部シティプロモーション推進課

住 所：〒076-8555 北海道富良野市弥生町1番1号

電 話：0167-39-2277（直通）

E-mail：fcp@city.furano.hokkaido.jp

## 3. 参加資格要件

### (1) プロポーザル参加資格要件及び業務実施上の条件

次の要件をすべて満たす者であること。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ②破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生または再生手続をしていないこと。
- ③富良野市暴力団排除条例（平成26年12月22日条例第28号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員に該当しない者であること。
- ④宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- ⑤富良野市工事請負契約に係る指名停止の措置を現に受けていない者であること。
- ⑥その他、当該業務担当者との打合せを適切に行うことができること。

## (2) 複数の事業者で構成される共同企業体で参加する場合

上記「3. 参加資格要件（1）」の条件を共同企業体のすべての構成事業者が満たしていなければならない。その上で、次の事項に留意すること。

- ①参加申込書を提出する際に、業務委託共同企業体協定書を提出すること。これに基づき、本件委託業務を共同で行うこと。
- ②代表事業者を定めること。代表事業者及び構成事業者を変更することはできない。
- ③1事業者が複数の共同企業体に所属することはできない。また、共同企業体に所属しながら自らが単独で参加することはできない。

## 4. スケジュール

本プロポーザルの公募から委託契約履行完了までのスケジュールは次のとおり。

| 日 程          | 内 容                       |
|--------------|---------------------------|
| 令和8年7月 1日（水） | 公募の公告、実施要領等の公表、質問の受付開始    |
| 7月21日（火）     | 参加申込関係書類の提出期限<br>質問書の提出期限 |
| 7月31日（金）     | 企画提案関係書類の提出期限             |
| 8月 5日（水）     | 審査会での企画提案説明（以下「プレゼン」という）  |
| 8月12日（水）     | 審査結果通知、受託候補者決定            |
| 8月下旬         | 委託契約締結                    |
| 令和9年3月 5日（金） | 委託契約履行期限                  |

## 5. 参加申込・企画提案書

本プロポーザルに参加を希望する者は、下記の参加申込関係書類及び企画提案関係書類を提出期間内に提出すること。作成書類は「A4サイズ」を基本とする。

### (1) 参加申込関係書類

#### ①提出書類

- |                  |                |
|------------------|----------------|
| (ア) 参加申込書（様式1）   | 1部             |
| (イ) 納税証明書（その3の3） | 1部             |
| (ウ) 履歴事項全部証明書    | 1部             |
| (エ) 業務委託共同企業体協定書 | 1部 ※共同企業体の場合のみ |

(イ)(ウ)は、取得から3ヶ月以内のもの写し

②提出期限 令和8年7月21日（火）午後5時まで

③提出方法 簡易書留郵便または持参により、上記「2. 担当部局」へ提出すること。

## (2) 企画提案関係書類

### ①提出書類

(ア) 企画提案書のかがみ(様式2) 1部

(イ) 企画提案書(任意様式) 5部及びPDF版

※実施体制、工程、同種・類似業務の実績、提案内容、参考見積額を記載すること

※参考見積額は税込額を記載する。項目ごと(明細)に把握しやすいよう配慮すること。

②提出期限 令和8年7月31日(金)午後5時まで

③提出方法 簡易書留郵便または持参により、上記「2. 担当部局」へ提出すること。

## (3) プロポーザルへの参加辞退

参加申込関係書類、企画提案関係書類を提出した後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届(様式3)を簡易書留郵便または持参により、上記「2. 担当部局」へ提出すること。

## 6. 質疑応答

募集内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間 令和8年7月21日(火)午後5時まで

(2) 書式及び提出方法

質問は、文書(任意様式 A4サイズ)により行い、簡易書留郵便、電子メールまたは持参により、上記「2. 担当部局」へ提出すること。

(3) 質問の回答

富良野市は質問書を受領後7日以内に、電子メール(書面等)により参加申込のあった全事業者に回答する。電話や口頭による照会対応は行わない。

## 7. 失格事項

次のいずれかに該当する参加事業者は失格とする。

(1) 提出期間内に提出書類が提出されなかった場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 提出書類が、本書で示す条件に適合しない場合

(4) 本書で示す実施要領等に違反すると認められる場合

(5) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

## 8. 審査及び選定

富良野市職員で構成する「地域おこし協力隊募集支援業務委託プロポーザル審査会」が、企画提案関係書類及びプレゼンの審査により選定する。

なお、受託者となった際に締結する地域おこし協力隊派遣業務委託（仕様書「5. 地域おこし協力隊の派遣」参照）についても企画提案・プレゼンすること。

(1) 企画提案関係書類及びプレゼンの審査項目等

| 審査項目 | 審査の視点  | 配点 |
|------|--|----|
| 実施体制 | ・適切な業務を提供できる実施体制か  | 20 |
| 実施工程 | ・実施工程、フローは妥当か  | 30 |
| 実施目的 | ・業務の目的や内容を十分に理解しているか   | 20 |
| 業務実績 | ・同種・類似業務の実績は十分か  | 20 |
| 提案内容 | ・本市のニーズを把握した隊員の募集、選考の仕組みとなっているか<br>・隊員を派遣する際、隊員の能力が発揮できるような指導支援の体制となっているか<br>・多様な観点から施策が提案されているか | 90 |
| 見積金額 | ・見積金額が提案内容に対し適正であるか  | 20 |

(2) 最低基準点は配点合計の 60%以上とし、この点数を満たさない場合は、受託候補者となることはできない。

(3) プレゼン実施に関する事項

①開催日時・場所 令和8年8月5日（水）

※詳細は別途連絡する。

②参加人数 3名までとする

③説明時間 30分以内とする。説明終了後、質疑応答を実施する。

④実施方法及び留意事項

- ・プレゼンは、提出した企画提案書等に沿って説明を行うこと。
- ・プレゼンで使用するプロジェクター、スクリーンは本市で準備する。これ以外の必要な機器等は、参加事業者において準備すること。
- ・参加事業者からの申し出により、オンラインでの実施も可とする。

## 9. 契約に関する事項

(1) 見積徴取の相手先としての特定

地域おこし協力隊募集支援業務委託プロポーザル審査会により選定した最優秀者を、本業務委託契約に係る随意契約の見積書徴取の相手先として特定するとともに、業務委託の詳細内容の協議を実施するものとする。

なお、特定した結果は書面により事業者へ通知するとともに、富良野市のホームページで公開する。ただし、下記のいずれかに該当し、最優秀者から見積書徴取及び業務委託契約が締結できない場合には、次点者を契約相手先の候補とする。

- ①最優秀者が、地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定に該当する。
- ②最優秀者が、破産法による破産手続開始の申立て、会社更生法又は民事再生法による再生又は再生手続きの対象となった。
- ③最優秀者が、富良野市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員に該当する。
- ④最優秀者が、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体であった。
- ⑤最優秀者が、富良野市から指名停止の措置を受けている。
- ⑥最優秀者が、本業務委託契約の締結を辞退した。
- ⑦その他の理由により、最優秀者と業務委託契約の締結が不可能となった。

(2) 業務委託契約金額

富良野市の定める本業務委託契約の予算の範囲内とする。

(3) 業務委託の仕様及び実施条件

本業務委託の仕様については、最優秀者の提出書類等に記載された内容を加味し、富良野市において定める。

(4) 非特定理由に関する事項

- ①見積書徴取の相手先として特定されなかった事業者に対しては、特定されなかった旨を富良野市長が書面（非特定通知書）で通知する。
- ②前項①の通知を受けた事業者は、通知をした日の翌日から起算して 7 日（休日を含まない。）以内に、書面（様式自由、ただし規格は A 4 版）を持参または郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）することにより、富良野市長に対して非特定理由について説明を求めることができる。
- ③富良野市は、前項②による書面を受理後、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日以内に、書面等により説明を行わなければならない。

## 10. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費は参加事業者負担とし、提出書類等は返却しない。
- (2) 提出期限以後の書類の再提出、追加、差し替えは認めない。
- (3) 提出書類は、無断で審査目的以外に使用しない。
- (4) 本件に係る情報公開請求があった場合には、富良野市情報公開条例（平成 12 年条例第 1 号）に基づき、提出書類を公開することがある。
- (5) 審査結果についての異議申し立ては、一切受け付けない。
- (6) 選定過程の透明性を確保するため、必要な範囲で参加事業者ごとの評価結果を事後に公表することがある。
- (7) 検討すべき事項が生じた場合は、富良野市と業務委託請負者で別途協議する。